

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ③参照する国際基準、審査方法

- 論点3.4 「エンジニアリングサービス (E/S)
借款供与時の環境レビュー実施の要否」

① レビュー調査結果（論点3.4）

■ E/S借款実施案件の環境レビュー実績の整理

- 100案件中、E/S借款は4案件（No.13,23,34,55）あり、何れの案件も、当該E/S借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S借款供与決定時には環境レビューは完了していない。

■ E/S借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認

- 100案件中、E/S借款は4案件（No.13,23,34,55）あり、環境社会配慮業務（EIA, RAP等の作成支援またはレビュー、モニタリング実施支援業務等）はE/S借款の一部として行われている。No.13は環境社会影響のモニタリング支援、No.23はJICA GLに沿ったEIA案のレビュー及び補完調査（用地取得はなし）、No.34はEIA、RAPの作成支援（用地取得未着手）工事未着工）、No.55はEIA等作成支援が行われる予定である。

■ 【追加調査アイテム】 E/S借款

- 現行のGLでは、E/S借款においては、プロジェクト本体に対する円借款の供与決定時に環境レビューを行うことが認められているが、NGO等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。

② 包括的検討での検討ポイント

論点3.4「エンジニアリングサービス(E/S)借款供与時の環境レビュー実施の要否」

1. E/S借款供与時の環境レビュー実施は可能か。
2. E/S借款供与時に環境レビューを実施する場合の留意点